（第９面）

|  |
| --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）年　　月　　日現在 |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 |  |  |  |
| 建 物 |  |  |  |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 |  |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 |  |
|

（第10面）

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

都道府県知事　　様

（市長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

別紙５

**事業者、政令使用人、役員等名簿**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名等 | （フリガナ）氏　　名 | 本籍（※住民票のとおり記載、外国人の方は国籍・地域を記載） |
| 生年月日 | 住所（※住民票のとおり記載） |
|  |  | 本　籍 |  |
| 　年　月　日 | 住　所 |  |
|  |  | 本　籍 |  |
| 　年　月　日 | 住　所 |  |
|  |  | 本　籍 |  |
| 　年　月　日 | 住　所 |  |
|  |  | 本　籍 |  |
| 　年　月　日 | 住　所 |  |
|  |  | 本　籍 |  |
| 　年　月　日 | 住　所 |  |
|  |  | 本　籍 |  |
| 　年　月　日 | 住　所 |  |
|  |  | 本　籍 |  |
|  年　月　日 | 住　所 |  |
|  |  | 本　籍 |  |
| 　年　月　日 | 住　所 |  |
|  |  | 本　籍 |  |
| 　年　月　日 | 住　所 |  |
|  |  | 本　籍 |  |
| 　年　月　日 | 住　所 |  |
|  |  | 本　籍 |  |
| 　年　月　日 | 住　所 |  |

　　　※　上記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条

　　　　第５項第２号の規定に該当する場合は、許可することができない。

別紙６

**株主又は出資者名簿**

　　　　株　主 ： 株式会社の株主で、発行済株式総数の100分の５以上の株式を有するもの

　　　　出資者 ： 株式会社以外の法人で、出資金総額の100分の５以上の額に相当する出資をして

　　　　　 　　　いるもの

|  |  |
| --- | --- |
|  発行済株式総数 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株 |  出資金総額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| （フリガナ）氏名又は名称 | 生年月日又は設立年月日 | 保有株式数又は出資額 | 本籍（※住民票のとおり記載、法人は不要。外国人の方は国籍・地域を記載） |
| 総額に対する割合 | 住所（※住民票のとおり記載） |
|  |  | 株・円 | 本　籍 |  |
|  　　　％ | 住　所 |  |
|  |  | 株・円 | 本　籍 |  |
|  　　　％ | 住　所 |  |
|  |  | 株・円 | 本　籍 |  |
|  　　　％ | 住　所 |  |
|  |  | 株・円 | 本　籍 |  |
|  　　　％ | 住　所 |  |
|  |  | 株・円 | 本　籍 |  |
|  　　　％ | 住　所 |  |
|  |  | 株・円 | 本　籍 |  |
|  　　　％ | 住　所 |  |
|  |  | 株・円 | 本　籍 |  |
|  　　　％ | 住　所 |  |
|  |  | 株・円 | 本　籍 |  |
|  　　　％ | 住　所 |  |
|  |  | 株・円 | 本　籍 |  |
|  　　　％ | 住　所 |  |
|  |  | 株・円 | 本　籍 |  |
|  　　　％ | 住　所 |  |

* 上記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第５項

第２号の規定に該当する場合は、許可されない場合があります。

　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙７

**事業場の代表者（政令使用人）である旨の申立書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私（当社）は、下記の者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の10

　　　　　　に掲げる使用人（事業場の代表者）であることを申し立てます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １ |  　　　　職　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ２ | 事業場の代表者（政令使用人）である理由 |
|  |

　　　　　　　※留意事項　　　事業場の代表者となる条件

　　　　　　　　　　　　　　　最低限、「申請者が行う産業廃棄物処理業務の契約権限が

　　　　　　　　　　　　　　　委任されていること」が必要です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙８

　年　月　日

　　　　　　　様

（申請者）

住　所

氏　名

同時申請（届出）に関する申立書

本申請（届出）における下記の添付書類については、　　　年　月　日付けで貴庁に同時に

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請（届出）した | □産業廃棄物□特別管理産業廃棄物 | □収集運搬業□処分業□処理施設 | □新規（設置）許可申請書□変更許可申請書□更新許可申請（協議）書□（軽微）変更届出書 |

のものと共通しておりますので、添付を省略します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ﾁｪｯｸ欄 | 添　　付　　書　　類 |
| □ | 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書 |
| □ | 事務所、駐車場及び事業の用に供する施設の付近見取図 |
| □ | 運搬車両等及び運搬容器等の写真 |
| □ | 事業の用に供する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類　※　自動車検査証等の写し等 |
| □ | 事業を行うに足りる（産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する）技術的能力を説明する書類　※　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター講習会修了証の写し |
| □ | 事業の開始に要する（産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する）資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 |
| □ | 直前３年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表【申請者が法人の場合】 |
| □ | 直前３年間の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類【申請者が法人の場合】 |
| □ | 資産に関する調書【申請者が個人の場合】 |
| □ | 直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類【申請者が個人の場合】 |
| □ | 定款又は寄附行為及び登記事項証明書【申請者が法人の場合】 |
| □ | 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書【申請者が個人の場合】 |
| □ | 誓約書 |
| □ | 法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書【申請者が未成年の場合】 |
| □ | 役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書【申請者が法人の場合】 |
| □ | 発行済株式総数５％以上の株主又は出資の額の５％以上の額に相当する出資者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）【申請者が法人の場合】 |
| □ | 政令使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書 |
| □ | 直前の事業年度に係る有価証券報告書【申請者が法人の場合】（優良認定を受けようとする場合は、直前の２事業年度） |
| □ | 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面 |
| □ | 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類 |
| □ | 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 |
| □ | 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類 |
| □ | 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  　別紙11 |
| ○ |  | ○ |  |
|  |  | 副 | 正 |
|  |  |
| 許可番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |
| 許可 番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |

別紙12

**※申請書類を提出する際には、必ず本チェック表も添付してください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チェック欄 | (特別管理)産業廃棄物収集運搬業（更新許可申請）【兵庫県又は姫路市用】 | 法人 | 個人 |
| 添付 | 内容 |
|  | □ | 第１面の表の上の２行の文章が全て記載されている（文章の一部が切れていない。）。 | 〇 | 〇 |
| □ |  | 以下の(1～24)についての原本一式の正本及び副本が揃っている。 | 〇 | 〇 |
| □ |  | (１)委任状（行政書士等に委任する場合） | △ | △ |
| □ | 行政書士の押印がある。（申請書等の作成書類に押印している場合は不要です。） |
| □ |  | (２)（様式６号・12号）許可申請書 | 〇 | 〇 |
| □ | 手数料（兵庫県収入証紙73,000円分（特別管理は74,000円分））を貼り付けている。※　姫路市は証紙による収入は行っていません。 |
| □ |  | (３)（様式第６号の２）（第９面）資産に関する調書 |  | 〇 |
| □ |  | (４)（様式第６号の２）（第10面）誓約書 | 〇 | 〇 |
| □ |  | (５)（別紙５）事業者・政令使用人・役員等名簿 | 〇 | 〇 |
| □ | 前回新規/更新許可申請時からの変更がない。または、最新の変更内容について変更届出書を提出済である(※変更内容未届出の場合は届出が必要)。 |
| □ | 住民票記載のとおりに記載している（省略記載していない）。 |
| □ |  | (６)（別紙６）株主又は出資者名簿 | 〇 |  |
| □ | 前回新規/更新許可申請時からの変更がない。または、最新の変更内容について変更届出書を提出済である(※変更内容未届出の場合は変更届出が必要)。 |
| □ | 住民票（登記事項証明書）記載のとおりに記載している（省略記載していない）。 |
| □ |  | (７)定款又は寄附行為の写し | 〇 |  |
|  | □ | （内容変更があった場合）最新版（または、変更内容がわかる議事録の写し）を添付している。 |
| □ |  | (８)法人の登記事項証明書（★） | 〇 |  |
| □ |  | (９)住民票（★） | 〇 | 〇 |
| □ | 本籍（外国人の方は国籍・地域）が記載されており、マイナンバー・住民票コードの記載はないものである。 |
| □ |  | (10)登記されていないことの証明書（★） | 〇 | 〇 |
| □ | 住民票記載のとおりに記載している（番地や丁目などを省略していない）。住所・本籍（外国人の方は国籍・地域）は両方とも記載している。 |
| □ |  | (11)法人の登記事項証明書(法人が５％以上の株主・出資者の場合) （★） | △ |  |
| □ |  | (12)講習会（収集運搬課程）修了証の写し | 〇 | 〇 |
| □ |  | (13)事業場の代表者（政令使用人）である旨の申立書（政令使用人に該当する場合） | 〇 |  |
| □ |  | (14)貸借対照表（直近３年分） | 〇 |  |
| □ |  | (15)損益計算書（直近３年分） | 〇 |  |
| □ |  | (16)株主資本等変動計算書（直近３年分） | 〇 |  |
| □ |  | (17)個別注記表（直近３年分） | 〇 |  |
| □ |  | (18)法人税納税証明書「その１納税額等証明用」（★） | 〇 |  |
| □ |  | (19)申告所得税納税証明書（その1）（★） |  | 〇 |
| □ |  | (20)（別紙８）同時申請（届出）に関する申立書（複数申請・届出を同時に行う場合） | △ | △ |
| □ |  | (21)県内政令市で受けている産業廃棄物収集運搬業許可証の写し（兵庫県に提出する場合） | △ | △ |
|  |  | (22)許可証の写し | ○ | ○ |
| □ |  | (23)優良認定添付書類（優良基準の適合性審査の申請をする場合） | △ | △ |
| □ |  | (24)「PCB収集運搬申請要領」に基づく添付書類(PCB廃棄物の申請を行う場合) | △ | △ |
| □ |  | (25)石綿含有産業廃棄物の取扱いに関する申出書(該当する品目がある場合) | △ | △ |
| □ |  | (26)副本返信用封筒（配達記録が残る形式のもの。切手が必要なものは貼附済みで、返送住所記載済みのもの。） | △ | △ |
| □ |  | (27)許可証送付用封筒（配達記録が残る形式のもの、切手が必要なものは貼附済みで、返送住所記載済みのもの） | △ | △ |

・△印の書類は、該当がある場合に添付してください。

・公的書類（★）は全て３ヶ月以内に発行された原本をご用意ください。

・申請書類の内容等については、P9-P11の添付書類チェック表等を参照してください。

**優良認定制度について**

●制度や添付書類の詳細については、

環境省の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」を参照してください。

<https://www.env.go.jp/content/900534155.pdf>

Ⅰ　はじめに

産業廃棄物処理業の許可の更新申請時に、一定の基準（以下「優良基準」という｡）の適合性審査の申請を行うことができます。以下の優良基準を満たした場合、**許可の有効期間が７年間となり、許可証に「優良マーク」が記載されます**。また、優良認定業者の情報は、県のホームページ、「産廃情報ネット」、「優良産廃処理業者ナビゲーションシステム（優良さんぱいナビ）」等により、排出事業者等に広く紹介されます。



　　　　　　　　　「優良マーク」

　Ⅱ　優良認定を行える時期

　　　優良基準に適合している旨の申請ができるのは、新規で産業廃棄物処理業の許可を受けてから５年以上経過し、下記Ⅳの優良基準を満たしている事業者が、更新許可申請を行う場合です。

　Ⅲ　許可更新期限の到来を待たずに許可の更新を行う場合の優良認定について

　　　現に受けている許可の更新期限の到来を待たずして、改めて優良産業廃棄物処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことができます。その場合、新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から７年間となります。

なお、最初の許可を受けてから５年に満たない者が、更新期限の到来を待たずに優良認定業者として許可を受けることはできません。

Ⅳ　優良基準

１　遵法性

過去５年間（当該申請者が７年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）、廃棄物処理法に基づく特定不利益処分（他の都道府県・政令市における不利益処分を含む｡）を受けていないこと。

※特定不利益処分とは

廃棄物処理業に係る事業停止命令、

廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令

廃棄物処理施設の設置の許可の取消し

再生利用認定の取消し

広域的処理認定の取消し

無害化処理認定の取消し

二以上の事業者による処理に係る認定の取消し

廃棄物の不適正処理に係る改善命令

廃棄物の不適正処理に係る措置命令

２　事業の透明性

　　　次に掲げる事項について、申請の際直前の半年間（当該申請者が７年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により（変更の都度又は１年ごとに１回以上）更新していること。

・会社情報（氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等）

・許可内容（事業計画の概要等）

・申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し

・産業廃棄物収集運搬業者である場合にあっては、低公害車の導入状況

・直前３年間分の財務諸表

・直前３年間分の収集運搬量、直前１年間分の処分量等

・料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法

・組織体制（社内組織、職務分掌等）

・生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度

・産業廃棄物処分業者の場合、中間処理後の産業廃棄物の持出先の開示の可否

３　環境配慮の取組

事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001、エコアクション21の認証制度により認められていること。

４　電子マニフェスト

　　電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストの利用が可能であること。

５　財務体質の健全性

　　・過去３年の各事業年度における自己資本比率が０％以上であること

・過去３年のうち任意の事業年度における自己資本比率が10％以上又は直近の事業年度における営業利益金額に減価償却費の額を加えた額が０以上であること

・過去３年の経常損益の合計額に過去３年の減価償却費の合計額を加えた額が０以上であること

・国税、都道府県税、市町村税、社会保険料、労災・雇用保険料の納付額に未納のものがないこと（過去３年間分、社会保険料は過去２年間分）

・廃棄物最終処分場について維持管理積立金の積立てをしていること

Ⅴ　添付書類

優良認定を受ける場合にあっては、通常の許可申請時の提出書類に加え、当該審査に必要となる資料を提出する必要があります。

優良認定添付書類チェック表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ﾁｪｯｸ欄 | 申　請　書　類 | 留 意 事 項 |
| □ | 誓約書 | P45の様式誓約する期間は現在の許可の期間 |
| □ | 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類 | 次のいずれかの添付が必要「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合には、同ウェブサイトで発行されるその旨を証明する書類※事業の透明性に係る基準の適合証明書、履歴証明書「産廃情報ネット」以外で情報を公開・更新している場合には、情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの※公表開始日申請の直近の日付の全てのページ、更新したそれぞれの時点における該当ページ |
| □ | 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 | ISO14001認定証、エコアクション21認証・登録証等 |
| □ | 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類 | (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェスト加入証 |
| □ | 自己資本比率に係る基準に適合することを証する書類 | 貸借対照表、損益計算書、売上原価計算書、販売費及び一般管理費内訳書等で確認 |
| □ | 経常利益金額等に係る基準に適合することを証する書類 | 損益計算書、売上原価計算書、販売費及び一般管理費内訳書等で確認 |
| □ | 国税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 | 税務署長が交付する納税証明書※法人税及び消費税（地方消費税を含む。） |
| □ | 都道府県税を滞納していないことを証する書類 | 都道府県税事務所長等が交付する納税証明書※道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税 |
| □ | 市町村税を滞納していないことを証する書類 | 市町村長等が交付する納税証明書※市町村民税・特別区税、固定資産税、事業所税及び都市計画税 |
| □ | 社会保険料を滞納していないことを証する書類 | 年金事務所長等が発行する社会保険料納入確認書等 |
| □ | 労働保険料を滞納していないことを証する書類 | 地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書等 |
| □ | 申立書 | P46の様式※県内に事業所がないことの納付すべき税や社会保険料等がない場合 |

誓 約 書

兵庫県知事　様

　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第９条の３第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年　　月　　日

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第14条の３（法第14条の６において準用する場合を含む。））

②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第15条の２の７）

③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２第１項若しくは第２項及び第15条の３）

④再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第15条の４の２第３項において準用する場合を含む。）

⑤広域認定の取消し（法第９条の９第10項（法第15条の４の３第３項において準用する場合を含む。）

⑥無害化認定の取消し（法第９条の10第７項（法第15条の４の４第３項において準用する場合を含む。）

⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第12条の７第10項）

⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の３）

⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の４第１項（法第19条の10第１項において準用する場合を含む。）、法第19条の４の２第１項、法第19条の５第１項（法第19 条の10第２項において準用する場合を含む。）及び法第19条の６第１項）

申 立 書

兵庫県知事　様

　　　　優良認定を申請するにあたり、当社は兵庫県内に事務所・事業所等を有しておらず、兵庫県内において納税すべき県税、市町税、社会保険料、労働保険料はありません。

年　　月　　日

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

石綿含有産業廃棄物の取扱いについて

　兵庫県では、産業廃棄物収集運搬業許可証（積替え保管を含まない）については、「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」、「汚泥」の４品目の後ろに「（石綿含有産業廃棄物を含む。）」または「（石綿含有産業廃棄物を除く。）」を記載しています。

　令和３年３月30日に「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第３版）」が環境省より公表され、新たに石綿含有産業廃棄物の汚泥に該当するものが存在する旨記載されました。

　このため、令和３年５月より新たに汚泥についても「（石綿含有産業廃棄物を含む。）」または「（石綿含有産業廃棄物を除く。）」と記載することとします。

　「石綿含有産業廃棄物を除く。」と記載がない許可証は、石綿含有産業廃棄物を取り扱うことが可能です。

限定の記載がない許可証については、石綿含有産業廃棄物の取扱いに関する申出書を提出してください。許可及び書換え時に「（石綿含有産業廃棄物を含む。）」と記載します。「（石綿含有産業廃棄物を除く。）」と記載することを希望する場合は、更新申請等の手続きに併せて、事業の一部廃止として、変更届出書を提出してください。

また、「（石綿含有産業廃棄物を含む。）」から「（石綿含有産業廃棄物を含まない。）」に変更する場合は、変更届出書を提出してください。なお、「（石綿含有産業廃棄物を含まない。）」から「（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更する場合は、事業範囲の変更許可申請書の提出が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 許可証における記載 |
| 石綿含有産業廃棄物を扱えない場合 | 次のとおり、品目の後に括弧書きで限定の記載があります。汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。）廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。） |
| 石綿含有産業廃棄物を扱える場合 | 許可日、書換え交付日が令和３年５月１日以降のものには「石綿含有産業廃棄物を含む。」と記載しています。汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。） |

平成26年１月１日以前に交付された許可証の場合は、「（石綿含有産業廃棄物を含む。）」という記載はありません。この場合、「（石綿含有産業廃棄物を除く。）」と記載されていなければ、石綿含有産業廃棄物を取扱うことができます。

※　政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市）が行う許可については、各政令市へお問い合わせください。

石綿含有産業廃棄物の取扱いに関する申出書

　兵庫県知事　様

　　年　　月　　日

住　所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

 〒

 氏　名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

 電　話

　　　　　　　　　　　　　電子メール

　現在申請している産業廃棄物収集運搬業の許可申請において、石綿含有産業廃棄物である汚泥を

　　　取り扱います。

　　　取り扱いません。